

日本核医学会・日本歯科放射線学会PET核医学歯科認定医資格更新制度に関する規程

平成22(2010)年日本核医学会教育・専門医審査委員会および日本歯科放射線学会認定委員会にて決定
平成26(2014)年10月日本歯科放射線学会認定委員会にて一部改定

日本核医学会と日本歯科放射線学会は、両学会PET 核医学歯科認定医（以下 “PET核医学歯科認定医” という）のレベルの保持と向上のためにPET 核医学歯科認定医の生涯教育を推進し、そのための更新制度を施行する。

- 1 PET 核医学歯科認定医は、認定を受けた年から5年毎に、PET核医学歯科認定医資格更新(以下 “ 資格更新 ” という)を受けなければ、引き続いて PET核医学歯科認定医を呼称することはできない。
- 2 資格更新を希望する者は、更新に必要な申請書類を所定の期日までに提出し、更新の審査を受けなければならない。
- 3 資格更新の審査は、日本核医学会教育・専門医審査委員会および日本歯科放射線学会認定委員会(以下 “ 委員会 ” という)が行う。
- 4 資格更新については、毎年、両学会機関誌 “ 核医学 ” “ 歯科放射線 ” に公告する。

更新の申請資格:□

- 5 資格更新を申請する者は、次の各号の資格をすべて満足することを要する。
 - 1) 更新申請時において、PET 核医学歯科認定医であること。
 - 2) 更新申請時において、過去 5 年間継続して会員であること。
 - 3) 更新申請時において、過去 5 年間に、別表に示す単位表から委員会が定める総単位数 60 単位以上を取得していること。認定した学術集会は別に示す。
 - 4) 更新申請時において、過去 5 年間に、日本核医学会学術総会に 1 回以上および春季大会における PET 研修セミナーに 1 回以上出席していること。□
 - 5) 更新申請時において、過去5年間に、日本歯科放射線学会学術大会に1回以上、およびPET核医学歯科認定医制度の認定審査申請資格「日本歯科放射線学会が指定する核医学関連学術講演会（口腔顎顔面核医学フォーラム学術集会）」に1回以上出席していること。

前項の PET 研修セミナーへの出席は、過去5年間に以下の2項目の課程に分けて受講することも認めるものとする(注1)。

- ① 平成16年8月1日付け厚生労働省医政局長通知に定める事項(注2)に関する課程
- ② それ以外の課程
②の課程の受講は、事情がある場合には本学会が指定する別のPET関連セミナーへの過去5年以内の出席をもって代えることができる(注3)。

注1：本項は、平成23年の春季大会における PET研修セミナーへの出席から適用する。

注2：平成16年8月1日付けの厚生労働省医政局長通知「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(医政発第 0801001 号)の第2の3(2)③に定める事項で、主として、基礎、安全、法令およびガイドラインに係る。

注3：ここでいう PET 関連セミナーとして、日本核医学会 PET 核医学分科会が行う PET サマーセミナー(平成22年以後に実施されるもの)を指定する。 □

更新の保留:

- 6 過去5年間で取得した単位数が、所定の研修単位数に満たない場合は、資格更新の保留を申し出て、所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし、保留期間は、2年間までとし、保留期間中は、PET □核医学歯科認定医を呼称することはできない。
- 7 保留期間経過後は、資格更新の申請をすることはできない。ただし、海外留学、長期病気療養、産休育休等やむを得ない事情がある場合は、保留期間の延長を申請することができる。

更新の方法：

- 8 更新を希望する者は、次の関係書類に審査料を添えて毎年所定の期日までに歯科放射線学会事務局に提出するものとする。
 - 1) 資格更新申請書□
 - 2) 申請のための単位取得証明書
 - (1) 学術集会、春季大会の PET 研修セミナー、学術講演会、教育講演会等に参加および受講したことを証明する書類の写し
 - (2) 演者としての単位申請は、それを証明するプログラム、抄録等の写し
 - (3) 学術論文発表の場合は、それを証明するその部分の写し

処罰と資格喪失：

- 9 委員会は PET 核医学歯科認定医が認定医としてふさわしくない下記I~IVの行為があった時には、理事会の承認を得て、認定医の資格を取り消すなどの処罰を行うことができる。なお、日本核医学会を退会したときには 資格を失う。
 - I 認定医資格取得における不正行為
 - 1 申請書類などの虚偽
 - 2 筆答試験における不正行為
 - 3 認定書の名義改竄
 - II 医療事故
 - 1 診療録の改竄や隠蔽工作
 - 2 医療過誤
 - 3 異常死届出義務違反
 - III 違法な診療行為
 - 1 虚偽の表示や実績報告
 - 2 医療費の不正請求等
 - IV 生命倫理に反する診療行為

附則:

- 1 この規程は、平成 22 年 (2010) 4 月 26 日から施行する。
- 2 第 1 回の資格更新の申請は、平成 27 年 (2015 年) に行う。
- 3 平成 26 (2014) 年 10 月 31 日一部改定 (資格更新要件の一部改定)